令和4年1月20日

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (非課税世帯10万円給付) 1月31日より給付開始

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付するにあたり、非課税世帯に対する給付を1月31日より開始します。

記

- 1. 対象/令和3年12月10日現在、市町村に住民登録されている者で構成される、 下記の(1)または(2)に該当する世帯
- (1)世帯を構成する者全員の令和3年度分市町村民税均等割が非課税である世帯対象世帯数 26,469世帯(1月20日確認書発送)
- (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯等 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市町村民税 が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 2. 給付額/1世帯あたり10万円
- 3. 給付手続き/世帯主に対して給付
- (1) 上記【1. 対象(1)】に該当する世帯(提出期限:令和4年4月19日(火)必着)
 - A. 非課稅世帯へ確認書送付:1月20日(木)
 - B. 確認書が届いたら、誓約・同意事項を確認のうえサイン又は押印し返信
 - C. 確認書受領後、記載内容等を審査し、1月31日より随時振込開始
- (2) 上記【1. 対象(2)】に該当する世帯(申請期限:令和4年9月30日(金))
 - A. 非課税世帯以外の全世帯へ制度周知チラシ送付:1月26日(水)
 - B. 申請受付開始: 2月1日(火)
 - C. 申請受付場所:市役所2階特設窓口
- 4. 問い合わせ先…福島市臨時特別給付金コールセンター【1月24日(月) 開設】 **☎**0120-289-025

午前8時30分~午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)

担当:生活福祉課生活支援係 課長 平塚 ・課長補佐 梅津 電話 024-525-3725(直通)